

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 消防本部総務課

監査実施期日： 令和7年5月23日

1 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防部局全体で、見積依頼書に記号及び番号の記載がなかった。文書取扱規程第8条第1項の規定により、收受又は発送する文書には、記号及び番号を付さなければならないとされている。契約事務の手引きにより予定価格が10万円未満の場合は、事務の効率化の観点から記号及び番号を省略した取扱いとしているが、10万円を超える場合は、規定に基づき、記号及び番号を付した正式な見積依頼書を作成し、事務に当たられたい。 <p>2 契約関係</p> <p>(1) 業務委託関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約及び工事請負契約において、着手届及び業務(工事)工程表が提出されていない、又は期限を過ぎて提出されている案件が散見された。契約締結に伴う提出書類とその提出期限について確認するとともに、以後、適正に事務処理されたい。(R6・鳴子消防署庁舎改修工事(電気設備・機械設備工事)及び監理業務、鳴子消防署指令システム移設業務及びLAN構築業務) 加美消防署浄化槽維持管理業務の起案において、年度当初開始前の契約事務にもかかわらず、引用すべき根拠条例(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)の記載漏れがあったので、適切に事務処理されたい。また、消費税に関する届出書が契約締結後に提出されていたが、消費税に関する届出書は、消費税の課税・免税事業者を確認する書類であり、契約締結時に提出する書類となるので、適正に事務処理されたい。(R7・加美消防署) 	<p><発生原因> 消防部局で使用している契約事務に関する手引き(令和5年10月1日改正)の見積依頼書の参考例示には記番号は付していないため、価格(10万円未満)に関係なくこれまで見積依頼書に記番号を付していなかったことによるもの。</p> <p><処理内容> 遑って記番号を付すことは出来ないため、課内及び各署総務担当者へ周知を行い、6月以降の見積依頼書については記番号を付し、規定に基づいた正式な見積依頼書を送付する。</p> <p><再発防止策> 消防部局全体の指摘及び指導事項であることから、各課・各署と共有を図り、消防部局全体として規定に基づいた正式な事務執行に努める。また、消防部局で使用している手引きに関しても見直しを行い改正する。</p> <p><発生原因> 契約事務規定の内容及び提出書類に関して、認識及び確認不足により発生したものの。</p> <p><処理内容> 着手届及び工程表は業者から受領し補完する。</p> <p><再発防止策> 課内だけでなく消防部局全体として、指摘内容を共有し必要に応じ研修等を実施しながら、再発防止を図るとともに以後適切な事務処理を執行する。</p> <p><発生原因> 契約事務規定の内容及び提出書類に関して、認識及び確認不足により発生したものの。</p> <p><処理内容> 内容を確認し補完及び訂正する。</p> <p><再発防止策> 課内だけでなく消防部局全体として、指摘内容を共有し必要に応じ研修等を実施しながら、再発防止を図るとともに以後適切な事務処理を執行する。</p>

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 消防本部総務課

監査実施期日： 令和7年5月23日

2 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>(2) 修繕関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 古川消防署連結送水管修繕において、消費税に関する届出書及び現場代理人等通知書が提出期限を過ぎて提出され、また、監督職員通知書に記載誤り(誤:業務委託契約第10条 正:工事請負契約書第10条)があった。着手届及び工事工程表については、管理業務と工事請負の様式が混在したもので作成・提出されていたので、以後、適正に事務処理されたい。(R6・古川消防署) <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の手当支給について、消防庁からの文書で国家公務員、警察、消防など、現場に派遣される職種によって、支給額に差があるので、同等の手当支給額にできないかという内容だった。担当課である防災課の監査時にも話したが、手当支給額の見直しについて防災課と検討されたい。 	<p><発生原因> 契約事務規定の内容及び提出書類に関して、認識及び確認不足により発生したものの。</p> <p><処理内容> 内容を確認し補完及び訂正する。</p> <p><再発防止策> 課内だけでなく消防部局全体として、指摘内容を共有し必要に応じ研修等を実施しながら、再発防止を図るとともに以後適切な事務処理を執行する。</p> <p><発生原因> 緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について(通知)【国通知:令和6年8月1日, 県通知:令和6年8月8日】によるもの。</p> <p><処理内容> 職員の処遇改善の観点からも緊急消防援助隊に関する手当について、特殊勤務手当等の見直しを行い改正に向けて防災課と協議しながら進めている。</p> <p><再発防止策></p>

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。